

令和元年 6 月 19 日 開会

令和元年 6 月 徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	令和元年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）	1 頁
第 2 号	令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	9
第 3 号	令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 1 号）	11
第 4 号	令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	13
第 5 号	令和元年度徳島県病院事業会計補正予算（第 1 号）	15
第 6 号	令和元年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）	17
第 7 号	令和元年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	19
第 8 号	令和元年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）	21
第 9 号	徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について	23
第 10 号	水道法施行条例の一部改正について	25
第 11 号	徳島県総合計画審議会設置条例の一部改正について	27
第 12 号	徳島県税条例等の一部改正について	29
第 13 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する 条例の一部改正について	61
第 14 号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	63
第 15 号	民生委員定数条例の一部改正について	65
第 16 号	徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について	67
第 17 号	徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について	69
第 18 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	71
第 19 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	73
第 20 号	徳島県男女共同参画基本計画（第 4 次）の策定について	75

報告第1号	平成30年度徳島県継続費繰越計算書について……………	77頁
報告第2号	平成30年度徳島県繰越明許費繰越計算書について……………	79
報告第3号	平成30年度徳島県事故繰越し繰越計算書について……………	89
報告第4号	平成30年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について……………	91
報告第5号	平成30年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について……………	93
報告第6号	平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について……………	95
報告第7号	平成30年度徳島県駐車場事業会計予算繰越計算書について……………	97
報告第8号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	99
報告第9号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	101

第 1 号

令和元年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,176,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ494,604,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		千円 14,128,000	千円 100,000	千円 14,228,000
	1 地方法人特別譲与税	12,244,000	100,000	12,344,000
4 地方特例交付金		1,530,000	21,000	1,551,000
	2 子ども・子育て支援金 臨時交付金	1,295,000	21,000	1,316,000
5 地方交付税		143,000,000	1,500,000	144,500,000
	1 地方交付税	143,000,000	1,500,000	144,500,000
8 使用料及び手数料		6,196,371	150	6,196,521
	2 手数料	1,643,686	150	1,643,836
9 国庫支出金		62,284,962	984,990	63,269,952
	1 国庫負担金	31,856,376	27,773	31,884,149
	2 国庫補助金	28,982,860	932,981	29,915,841
	3 委託金	1,445,726	24,236	1,469,962
10 財産収入		1,062,896	2,709	1,065,605
	1 財産運用収入	731,230	2,709	733,939

11 寄 附 金		15,900	17,980	33,880
	1 寄 附 金	15,900	17,980	33,880
12 繰 入 金		81,841,930	6,378,509	88,220,439
	1 特 別 会 計 繰 入 金	59,624,250	5,336,000	64,960,250
	2 基 金 繰 入 金	22,217,680	1,042,509	23,260,189
14 諸 収 入		16,165,677	49,662	16,215,339
	4 貸 付 金 元 利 収 入	4,473,550	40,000	4,513,550
	7 雑 入	2,928,992	9,662	2,938,654
15 県 債		52,721,000	1,121,000	53,842,000
	1 県 債	52,721,000	1,121,000	53,842,000
歳 入 合 計		484,428,000	10,176,000	494,604,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 999,090	千円 2,147	千円 1,001,237
	1 議 会 費	999,090	2,147	1,001,237
2 総 務 費		25,861,660	1,285,955	27,147,615

	1 総務管理費	12,108,927	170,754	12,279,681
	2 企画費	5,663,409	769,593	6,433,002
	3 徴税費	2,473,527	281,555	2,755,082
	4 市町村振興費	2,055,600	1,733	2,057,333
	6 防災費	1,824,750	62,320	1,887,070
3 民生費		64,090,653	261,277	64,351,930
	1 社会福祉費	45,671,956	214,289	45,886,245
	2 児童福祉費	13,619,084	46,988	13,666,072
4 衛生費		24,362,040	952,558	25,314,598
	1 公衆衛生費	5,910,280	31,878	5,942,158
	2 環境衛生費	2,620,564	794,923	3,415,487
	4 医薬費	5,703,586	125,757	5,829,343
5 労働費		4,977,467	88,423	5,065,890
	1 労政費	3,861,176	88,423	3,949,599
6 農林水産業費		31,515,380	279,328	31,794,708
	1 農業費	4,844,423	156,066	5,000,489
	2 園芸費	1,019,226	33,249	1,052,475

		3 畜 産 業 費	838,275	27,483	865,758
		4 農 地 費	10,969,259	1,530	10,970,789
		5 林 業 費	11,425,406	56,000	11,481,406
		6 水 産 業 費	2,418,791	5,000	2,423,791
	7 商 工 費		60,450,579	5,495,303	65,945,882
		1 商 業 費	54,830,107	5,327,697	60,157,804
		2 工 鉱 業 費	4,149,774	29,706	4,179,480
		3 観 光 費	1,470,698	137,900	1,608,598
	8 土 木 費		52,643,603	57,384	52,700,987
		1 土 木 管 理 費	4,776,860	42,384	4,819,244
		5 都 市 計 画 費	3,753,111	14,000	3,767,111
		6 住 宅 費	1,389,084	1,000	1,390,084
	9 警 察 費		22,724,063	26,000	22,750,063
		1 警 察 管 理 費	20,483,551	26,000	20,509,551
	10 教 育 費		82,897,252	1,727,625	84,624,877
		1 教 育 総 務 費	14,360,333	793,303	15,153,636
		4 高 等 学 校 費	17,381,508	878,068	18,259,576

	6 社 会 教 育 費	2,357,514	41,854	2,399,368
	7 保 健 体 育 費	2,200,838	14,400	2,215,238
歳 出	合 計	484,428,000	10,176,000	494,604,000

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
万代庁舎給排水衛生設備改修工事請負等契約	自 令和2年度 至 令和3年度	407,270千円
県税システム・スマート化推進事業業務委託契約	自 令和2年度 至 令和8年度	1,190,844千円
人事給与システム再開発等事業業務委託契約	自 令和2年度 至 令和3年度	600千円
地域医療情報ネットワーク体制整備事業に係る補助金	令 和 2 年 度	140,544千円
徳島県立農林水産総合技術支援センターPFI事業契約	自 令和2年度 至 令和14年度	8,713千円
徳島県営住宅PFI事業契約	自 令和2年度 至 令和15年度	26,105千円
駐在所整備等PFI事業契約	自 令和2年度 至 令和30年度	4,128千円
徳島東警察署等PFI事業契約	自 令和2年度 至 令和17年度	33,128千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
徴税事業	千円 177,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
総務管理事業	千円 928,000	千円 1,025,000
企画事業	541,000	554,000
防災事業	405,000	415,000
社会福祉事業	50,000	111,000
高等学校整備事業	258,000	1,021,000
計	52,721,000	53,665,000

第 2 号

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,505,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,490,712	千円 15,000	千円 72,505,712
	2 国庫支出金	22,894,745	15,000	22,909,745
歳 入	合 計	72,490,712	15,000	72,505,712

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,490,712	千円 15,000	千円 72,505,712
	1 国民健康保険事業費	72,489,312	15,000	72,504,312
歳 出	合 計	72,490,712	15,000	72,505,712

第 3 号

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,254,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,640,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 117,386,034	千円 10,254,759	千円 127,640,793
	3 繰入金	59,195,400	5,101,000	64,296,400
	4 諸収入	58,187,107	5,137,523	63,324,630
	5 繰越金		16,236	16,236
歳入	合計	117,386,034	10,254,759	127,640,793

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 117,386,034	千円 10,254,759	千円 127,640,793
	1 中小企業・雇用対策事業費	117,386,034	10,254,759	127,640,793
歳 出	合 計	117,386,034	10,254,759	127,640,793

第 4 号

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,924,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,919,334	千円 5,000	千円 3,924,334
	1 使用料及び手数料	810,120	5,000	815,120
歳 入	合 計	3,919,334	5,000	3,924,334

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,919,334	千円 5,000	千円 3,924,334
	1 港湾等整備事業費	2,747,988	5,000	2,752,988
歳 出	合 計	3,919,334	5,000	3,924,334

第 5 号

令和元年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度徳島県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度徳島県病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 病院事業費用	24,440,420千円	3,300千円	24,443,720千円
第1項 医療費用	23,579,960千円	3,300千円	23,583,260千円

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 6 号

令和元年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和元年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(2) 建設改良工事	新神領発電所（仮称）建設事業		39,659千円
	既設設備改良工事	1,112,644千円	1,179,144千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	3,444,606千円	40,726千円	3,485,332千円
第1項 営業費用	3,381,766千円	40,726千円	3,422,492千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額816,584千円」を「不足する額1,152,743千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,168千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額127,535千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金338,776千円」を「水素エネルギー等導入加速積立金230,000千円及び過年度分損益勘定留保資金415,568千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,112,944千円	336,159千円	1,449,103千円
第1項 建設改良費	1,112,644千円	106,159千円	1,218,803千円
第3項 一般会計繰出金		230,000千円	230,000千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
小水力発電事業化プラン協働推進事業業務委託契約	令和2年度	20,000千円
新神領発電所（仮称）建設事業工事請負契約	令和2年度	162,697千円

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 7 号

令和元年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和元年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(4) 建設改良工事	吉野川北岸工業用水道改良工事	229,414千円	523,716千円
	阿南工業用水道改良工事	30,970千円	72,770千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	1,146,372千円	51,096千円	1,197,468千円
第1項 営業費用	1,089,198千円	51,096千円	1,140,294千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額414,925千円」を「不足する額751,027千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,509千円及び過年度分損益勘定留保資金394,416千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,064千円及び過年度分損益勘定留保資金699,963千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	449,698千円	336,102千円	785,800千円
第1項 建設改良費	260,384千円	336,102千円	596,486千円

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 8 号

令和元年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度徳島県土地造成事業会計予算に次の1条を加える。

（資本的収入及び支出）

第5条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,000千円は、過年度分損益勘定留保資金5,000千円で補てんするものとする。）。

支 出	
第1款 資本的支出	5,000千円
第1項 建設改良費	5,000千円

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第九号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項ホ(3)中「百五十八万円」を「百五十九万円」に改め、同項ホ(4)中「百九十四万円」を「百九十五万円」に改め、同項ホ(5)中「二百二十六万円」を「二百二十七万円」に改め、同表の十九の項イ中「六千五百円」を「六千六百元」に改め、同項ロ中「四千五百円」を「四千六百元」に改め、同項ハ中「三千六百元」を「三千七百元」に改め、同表の三十七の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表の五十四の項イ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百元」に改め、同項ロ中「八千四百円」を「八千七百元」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項ハ及びニ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百元」に改め、同項ホ中「八千四百円」を「八千七百元」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同表の五十五の項イ中「七千六百元」を「七千九百円」に、「七千円」を「七千四百円」に改め、同項ロ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百元」に改め、同表の八十四の項中「一万七千円」を「一万七千四百円」に、「一万七千円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに鑑み、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

水道法施行条例の一部改正について

水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

水道法施行条例の一部を改正する条例

水道法施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

徳島県総合計画審議会設置条例の一部改正について

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県総合計画審議会設置条例（平成二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「四十人」を「四十四人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和二年十一月二十四日までの間に徳島県総合計画審議会設置条例第二条第二項の規定により任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

提案理由

徳島県の総合計画に学識経験者等の意見を更に広範かつ効果的に反映する体制を構築するため、徳島県総合計画審議会の委員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の七第二項中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。

第二十条の十一の見出し中「徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に、「徴収金」を「徴収金又は森林環境税に係る徴収金」に、「払込む」を「払い込む」に、「場合においては」を「場合は」に改める。

第二十条の三十第六項中「定める」を「規定する」に、「当該取得の日」を「同日」に改め、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業若しくは同法」及び「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改める。

附則第十一項及び第十七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十二項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改める。

附則第二十三項及び第二十四項を削る。

附則第二十五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「附則第二十三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「定められた」の下に「法附

則第十二条の三第二項第二号に規定する」を加え、「法附則第十二条の三第五項第二号」を「(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で同号」に、「平成二十一年天然ガス車基準」を「同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。)」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」を「法附則第十二条の三第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車」に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)」が同号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率(以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)」に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を加え、「附則第十二条の三第五項第五号」を「附則第十二条の三第二項第五号」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるもの」に改め、同項に次の表を加え、同項を附則第二十三項とする。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百万円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百万円	一万五百万円
第一項第一号ロ	二万九千五百万円	七千五百万円
	三万四千五百万円	九千円
	三万九千五百万円	一万円
	四万五千万円	一万五千五百円
	五万千円	一万三千円

		五万八千円	一万四千五百円
		六万六千五百円	一万七千円
		七万六千五百円	一万九千五百円
		八万八千円	二万二千元
		十一万円	二万八千元
	第一項 第二号イ	六千五百円	二千円
		九千円	二千五百円
		一万二千元	三千円
		一万五千元	四千円
		一万八千五百円	五千円
		二万二千元	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		四千七百元	千二百円
		第一項 第二号ロ	八千円
	一万千五百円		三千円
	一万六千円		四千円
	二万五千元		五千五百円
	二万五千五百円		六千五百円
	三万円		七千五百円
	三万五千元		九千円
	四万五千元		一万五千元
	六千三百円		千六百元
	第一項 第二号ハ(1)	七千五百円	二千円

	第一項第三号ハ(2)	一万五千百円	四千円
		一万二百円	三千円
		一万六百円	五千五百円
	第一項第三号イ(1)	一万二千円	三千円
		一万四千五百円	四千円
		一万七千五百円	四千五百円
		二万円	五千円
		二万二千五百円	六千円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千円	七千五百円
	第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
		三万二千円	八千円
		三万八千円	九千五百円
		四万四千円	一万千円
		五万五百円	一万三千円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万四千円	一万六千円
	第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
		四万千円	一万五百円
		四万九千円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
六万五千五百円		一万六千五百円	
七万四千円		一万八千五百円	
八万三千円		二万円	

第一項 第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第一項 第五号イ(1)	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百元	千二百円
	一万三千九百元	三千五百円
第一項 第五号イ(3)	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千円
	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
第一項 第五号ロ(1)	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
第一項 第五号ロ(2)	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円

	一万六千円	四千円
	二万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百元
	二万八千三百円	七千五百円
第一項第五号ハ	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円
第四項第一号	七千五百円	二千円
	二万九千五百円	七千五百円
第四項第二号	六千五百円	二千円
	八千円	二千円
第四項第三号	一万二千円	三千円
	一万三千二百円	三千三百円

附則第二十六項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第三項」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「附則第二十四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を附則第二十四項とする。

第一項 第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五五百円	一万五五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七五百円	二万五五百円
	第一項 第一号ロ	二万九千五百円
三万四千五百円		一万七千五百円
三万九千五百円		二万円
四万五千元		二万二千五百円
五万千元		二万五千五百円
五万八千元		二万九千元
六万六千五百円		三万三千五百円
七万六千五百円		三万八千五百円
八万八千元		四万四千元
十一万千元		五万五千五百円
第一項 第二号イ		六千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千元	六千円

		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
	第一項 第二号ロ	八千円	四千円
		一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五五百円	一万五五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円
		三万五千円	一万七千五百円
		四万五五百円	二万五五百円
		六千三百円	三千二百円
	第一項 第二号ハ(1)	七千五百円	四千円
		一万五千五百円	八千円
	第一項 第二号ハ(2)	一万二千円	五千五百円
		一万六五百円	一万五五百円
	第一項 第三号イ(1)	一万二千円	六千円
		一万四千五百円	七千五百円
		一万七千五百円	九千円
		二万円	一万円
		二万二千五百円	一万千五百円

	第一項 第三号イ(2)	二万五千五百円	一万三千円
		二万九千円	一万四千五百円
		二万六千五百円	一万三千五百円
		三万二千円	一万六千円
		三万八千円	一万九千円
		四万四千円	二万二千円
		五万五千円	二万五千五百円
		五万七千円	二万八千五百円
	第一項 第三号ロ	六万四千円	三万二千円
		三万三千円	一万六千五百円
		四万千円	二万五千円
		四万九千円	二万四千五百円
		五万七千円	二万八千五百円
		六万五千五百円	三万三千円
		七万四千円	三万七千円
	第一項 第四号	八万三千円	四万五千五百円
		四千五百円	二千五百円
	第一項 第五号イ(1)	六千円	三千円
		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
一万二千円		六千円	
一万五千円		七千五百円	
一万八千五百円		九千五百円	
		二万二千円	一万千円

	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円
第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	七千円
第一項第五号ロ(1)	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千六百円	一万四千円
	三万千六百円	一万六千円
	三万六千円	一万八千円
	四万八千円	二万五千円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千円
	六万二千二百円	三万千円
	七万四千円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第一項第五号ロ(2)	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五千円	一万五千円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五千円	二万五千円
	六千三百円	三千二百円
	一万八千三百円	一万四千五百円

第一項第五号ハ	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則中第二十七項を第二十五項とし、第二十八項を第二十六項とし、第二十九項を第二十七項とする。

附則第三十項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則中第三十一項の前の見出しを削り、同項を第二十九項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十二項を第三十項とする。

附則第三十三項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改め、同項を附則第三十一項とし、附則中第三十四項を第三十二項とする。

附則第三十五項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改め、同項を附則第三十三項とし、附則中第三十六項の前の見出しを削り、同項を第三十四項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十七項を第三十五項とし、第三十八項を第三十六項とし、第三十九項を第三十七項とする。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十條の十七第二項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第五十三條の三第一項第七号を次のように改める。

七 取得した自動車又は三輪以上の軽自動車（法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）がその取得の日から一月以内に天災により滅失した場合において、当該滅失した自動車又は三輪以上の軽自動車に代わるものとして取得した自動車

第五十三條の四第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三

万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改め、同項第五号ロ(1)(i)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ロ(1)(ii)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ロ(1)(iii)中「三万千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ロ(1)(iv)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ロ(1)(v)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ロ(1)(vi)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ロ(1)(vii)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ロ(1)(viii)中「六万二千三百円」を「六万四五百円」に改め、同号ロ(1)(ix)中「七万四千円」を「六万九千六百円」に改め、同号ロ(1)(x)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改め、同条第四項第二号ロ中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第一項第五号ロ(1)に掲げる特種用途自動車 年額 二万円

附則第十七項中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則中第三十二項を第三十九項とし、第三十一項を第三十八項とし、第三十項を第三十七項とし、第二十九項の前の見出しを削り、同項を第三十六項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第二十八項を第三十五項とし、第二十五項から第二十七項までを七項ずつ繰り下げ、第二十四項の前の見出しを削り、同項を第三十一項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十三項を第三十項とし、第二十二項を第二十九項とし、第二十一項を第二十八項とし、第二十項を第二十七項とし、同項の前に次の六項を加える。

21 次に掲げる自動車に対する第五十三条の四第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。)が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十三条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第二項第二号の総務省令で定めるものに適合するもの又は同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化

物の値の十分の九を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

三 法第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので同号の総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので同号の総務省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、法第百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百万円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百万円	一万五百万円
第一項第一号ロ	二万五百万円	六千五百円

		三万五百万	八千円
		三万六千万	九千円
		四万三千五百万	一万千円
		五万円	一万二千五百万
		五万七千円	一万四千五百万
		六万五千五百万	一万六千五百万
		七万五千五百万	一万九千円
		八万七千円	二万二千円
		十一万円	二万七千五百万
		第一項第二号イ	六千五百万
	九千円		二千五百万
	一万二千円		三千円
	一万五千万		四千円
	一万八千五百万		五千円
	二万二千円		五千五百万
	二万五千五百万		六千五百万
	二万九千五百万		七千五百万
	四千七百万		千二百円
	第一項第二号ロ		八千円
		一万千五百万	三千円
		一万六千万	四千円
		二万五百万	五千五百万
		二万五千五百万	六千五百万
		三万円	七千五百万

		三万五千円	九千円
		四万五千円	一万五千円
		六千三百円	千六百元
	第一項 第二号ハ(1)	七千五百円	二千円
		一万五千五百円	四千円
	第一項 第二号ハ(2)	一万二百円	三千円
		二万六百元	五千五百円
	第一項 第三号イ(1)	一万二千円	三千円
		一万四千五百円	四千円
		一万七千五百円	四千五百円
		二万円	五千円
		二万二千五百円	六千円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千円	七千五百円
	第一項 第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
		三万二千円	八千円
		三万八千円	九千五百円
		四万四千円	一万千円
		五万五千円	一万三千円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万四千円	一万六千円
第一項 第三号ロ	三万三千円	八千五百円	
	四万千円	一万五千円	
	四万九千円	一万二千五百円	

		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万四千円	一万八千五百円
		八万三千円	二万円
	第一項第四号	四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
	第一項第五号イ(1)	六千五百円	二千円
		九千円	二千五百円
		一万二千円	三千円
		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
		二万二千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		四千七百円	千二百円
	第一項第五号イ(3)	一万三千九百円	三千五百円
	第一項第五号ロ(1)	二万円	五千円
		二万四千四百円	六千五百円
		二万八千八百円	七千五百円
		三万四千八百円	九千円
四万円		一万円	
四万五千六百円		一万千五百円	
五万二千四百円		一万三千五百円	
六万四五百円		一万五千五百円	

第一項第五号ロ(2)	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千元
	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百円
	二万八千三百円	七千五百円
	第一項第五号ハ	四千五百円
六千円		千五百円
第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
第四項第一号	七千五百円	二千円
	二万五千円	六千五百円
第四項第二号	六千五百円	二千円
	八千円	二千円

第四項第三号	一万二百万円	三千円
	一万三千二百万円	三千三百円
第四項第四号	二万円	五千円

22 次に掲げる自動車に対する第五十三条の四第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第一百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第五十三条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法附則第十二条の三第三項第一号の総務省令で定めるもの
- 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法附則第十二条の三第三項第二号の総務省令で定めるもの

第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百万円	一万五百万円
	二万三千六百万円	一万二千万円
	二万七千二百円	一万四千円

第一項 第一号口	四万七五百円	二万五五百円	
	二万五千円	一万二千五百円	
	三万五五百円	一万五千五百円	
	三万六千円	一万八千円	
	四万三千五百円	二万二千元	
	五万円	二万五千元	
	五万七千円	二万八千五百円	
	六万五千五百円	三万三千元	
	七万五千五百円	三万八千元	
	八万七千円	四万三千五百円	
	十一万円	五万五千元	
	第一項 第二号イ	六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
一万二千円		六千円	
一万五千円		七千五百円	
一万八千五百円		九千五百円	
二万二千円		一万千円	
二万五千五百円		一万三千元	
二万九千五百円		一万五千元	
第一項 第二号ロ	四千七百円	二千四百円	
	八千円	四千円	
	一万千五百円	六千円	
	一万六千円	八千円	
	二万五五百円	一万五五百円	

		二万五千五百円	一万三千円	
		三万円	一万五千円	
		三万五千円	一万七千五百円	
		四万五千円	二万五千円	
		六千三百円	三千二百円	
	第一項 第三号ハ(1)		七千五百円	四千円
			一万五千五百円	八千円
	第一項 第三号ハ(2)		一万二万円	五千五百円
			二万六千五百円	一万五千円
	第一項 第三号イ(1)		一万二万円	六千円
			一万四千五百円	七千五百円
			一万七千五百円	九千円
			二万円	一万円
			二万二千五百円	一万五千円
			二万五千五百円	一万三千円
			二万九千円	一万四千五百円
	第一項 第三号イ(2)		二万六千五百円	一万三千五百円
			三万二万円	一万六千円
			三万八千円	一万九千円
			四万四千円	二万二万円
			五万五千円	二万五千五百円
			五万七千円	二万八千五百円
			六万四千円	三万二万円
第一項 第三号ロ		三万三千円	一万六千五百円	

		四万千円	二万五百円
		四万九千円	二万四千五百円
		五万七千円	二万八千五百円
		六万五千五百円	三万三千円
		七万四千円	三万七千円
		八万三千円	四万五千五百円
	第一項 第四号	四千五百円	二千五百円
		六千円	三千円
	第一項 第五号イ(1)	六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
	第一項 第五号イ(3)	一万三千九百円	七千円
	第一項 第五号ロ(1)	二万円	一万円
		二万四千四百円	一万二千五百円
二万八千八百円		一万四千五百円	
三万四千八百円		一万七千五百円	
四万円		二万円	
四万五千六百円		二万三千円	

第一項第五号ロ(2)	五万二千四百円	二万六千五百円
	六万四五百円	三万五五百円
	六万九千六百円	三万五千円
	八万八千円	四万四千円
	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五五百円	一万五五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五五百円	二万五五百円
第一項第五号ハ	六千三百円	三千二百円
	二万八千三百円	一万四千五百円
第二項第一号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
	三千七百円	千八百円
第二項第二号	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

23 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定

による改正前の地方税法（以下「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第四百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第四百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第四百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして法附則第十二条の四第一項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第五十三条の四第一項及び第四項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自家用の乗用車

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千元
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千元
- ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千元
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千元
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千元
- ル 電気自動車であるもの 年額 二万九千五百円

二 自家用のキャンピング車

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千六百円
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千元
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八百元

- へ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四百円
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円
- ル 電気自動車であるもの 年額 二万三千六百円

24 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）又は自家用のキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第二十項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百円
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百円
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千円	五万七千七百円
第一号ホ	五万円	五万八千六百円
第一号ヘ	五万八千円	六万六千七百円
第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円
第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百円
第一号リ	八万八千円	十万二千二百円
第一号ヌ	十一万円	十二万七千六百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万七千七百円
第二号ハ	三万六千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万四千四百円

第二号ホ	四万八千五百円	四万六千九百円
第二号ヘ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千円
第二号チ	六万二千二百円	七万三千円
第二号リ	七万四千円	八万九千円
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千円

25 附則第二十三項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、附則第二十一項各号に掲げるものに対する附則第二十三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる附則第二十三項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万五千円
第一号ホ	五万千円	一万三千円
第一号ヘ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号リ	八万八千円	二万二千円
第一号ヌ	十一万千円	二万八千円
第一号ル	二万九千五百円	七千五百円
第二号イ	二万三千六百円	六千円

第二号ロ	二万七千六百円	七千円
第二号ハ	三万千六百円	八千円
第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八千円	一万五千円
第二号ヘ	四万六千四百円	一万二千円
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四千円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円
第二号ル	二万三千六百円	六千円

26 附則第二十三項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、附則第二十二項各号に掲げるものに対する附則第二十三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第一百七十七条の十一第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる附則第二十三項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号ハ	三万九千五百円	二万円
第一号ニ	四万五千円	二万二千五百円
第一号ホ	五万円	二万五千五百円
第一号ヘ	五万八千円	二万九千円
第一号ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号チ	七万六千五百円	三万八千五百円
第一号リ	八万八千円	四万四千円

第一号ヌ	十一万千円	五万五千五百円
第二号イ	二万三千六百円	一万二千円
第二号ロ	二万七千六百円	一万四千元
第二号ハ	三万千六百円	一万六千元
第二号ニ	三万六千円	一万八千元
第二号ホ	四万八千円	二万五千元
第二号ヘ	四万六千四百円	二万三千五百円
第二号ト	五万三千二百円	二万七千元
第二号チ	六万二千二百円	三万千元
第二号リ	七万四千円	三万五千五百円
第二号ス	八万八千八百円	四万四千五百円

附則第十九項の見出しを削り、同項中「規定するメタノール自動車」の下に「(以下「メタノール自動車」という。)」を、「混合メタノール自動車」の下に「(以下「混合メタノール自動車」という。)」を、「電力併用自動車」の下に「(以下「電力併用自動車」という。)」を、「並びに」の下に「自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。)、自家用のキャンピング車三輪の小型自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。以下同じ。)」を加え、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「法附則第十二条の三第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下「ガソリン自動車」という。)又は同号に規定する石油ガス自動車(以下「石油ガス自動車」という。)で平成二十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第四百四十九条第一項第五号」を「附則第十二条の三第一項第二号」に改め、「軽油自動車」の下に「(以下「軽油自動車」という。)」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第一項第一号ロの項及び第一項第五号ロ(1)の項を削り、附則中第十九項を第二十項とし、同項の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、第十八項の次に次の一項を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税に係る路線)

- 19 法附則第十二条の二十第一項に規定する条例で定める路線は、国土交通大臣が地域公共交通の確保又は維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線で、知事が別に定めるところにより算出した一日当たりの乗客の輸送量が十五人以上百五十人以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものとする。

附則に次の一項を加える。

(軽自動車税に係る知事の権限の委任)

- 40 知事は、法附則第二十九条の十第一項の規定により知事が行うものとされる軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務については、当分の間、東部県税局長に委任する。この場合において、知事は、委任した事務について必要があると認めるときは、東部県税局長に指示することができる。

第三条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

附則中第二十五項を削り、第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、第二十二項の次に次の一項を加える。

- 23 附則第二十一項(第四号及び第五号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車に対する第五十三条の四第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、附則第二十一項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則中第二十六項を削り、第二十七項を第二十六項とし、第二十八項から第三十項までを一項ずつ繰り上げ、第三十一項の前の見出しを削り、同項を第三十項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十二項を第三十一項とし、第三十三項から第三十五項までを一項ずつ繰り上げ、第三十六項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十七項を第三十六項とし、第三十八項から第四十項までを一項ずつ繰り上げる。

(徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 徳島県税条例の一部を改正する条例(平成二十八年徳島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

徳島県税条例附則の改正規定中「第二十七項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第二十九項」に、「第二十九項」を「第三十項」に、「第三十項」を「第三十一項」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に、「第三十四項」を「第三十五項」に、「第三十五項」を「第三十六項」に、「第三十六項」を「第三十七項」に改める。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

(徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 徳島県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、徳島県税条例附則の改正規定中「一般乗合用バス」に」の下に「、「令和元年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、

「改め、同項第二号」を「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号」に、「改め、同項を附則第十九項」を「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項を附則第十九項」に、「第二十五項を第二十一項とし、第二十六項を第二十二項とし、第二十七項」を「第二十五項から第二十七項までを四項ずつ繰り上げ、第二十八項」に、「を第二十三項」を「を第二十四項」に、「第二十八項」を「第二十九項」に、「を第二十四項」を「を第二十五項」に、「第二十九項」を「第三十項」に、「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に、「第三十四項」を「第三十五項」に、「第三十項」を「第三十一項」に、「第三十五項」を「第三十六項」に改める。

附則第一項第二号及び第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第五項及び第六項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第七条 徳島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、徳島県税条例第二十条の十五の改正規定及び同条例第二十条の十九の改正規定中「内国法人にあつては、」を「内国法人が」に、「提供した後」を「提供する場合は、当該申告書記載事項を提供した後」に改め、同条例第二十条の二十三の二の改正規定中「事業者にあつては、」を「事業者が」に、「提供した後」を「提供する場合は、当該申告書記載事項を提供した後」に改め、同条例附則の改正規定中「第二十三項」を「第二十八項」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例」を「地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例」に改める。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条（次号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条から第七条まで並びに附則第四項の規定 公布の日
 - 二 第一条中徳島県税条例第二十条の三十第六項の改正規定及び附則第三項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
 - 三 第三条及び附則第七項の規定 令和三年四月一日
 - 四 第一条中徳島県税条例第二十条の十一の改正規定 令和六年一月一日

(法人の事業税に関する経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の徳島県税条例（附則第五項及び第六項において「元年十月新条例」という。）第二十条の十七及び附則第十七項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 第一条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の三十第六項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の同条第六項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の第一条の規定による改正前の徳島県税条例第二十条の三十第六項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 第一条の規定による改正後の徳島県税条例附則第二十二項から第二十四項までの規定は、令和元年度分の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 5 元年十月新条例附則第十九項の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 6 元年十月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 7 第三条の規定による改正後の徳島県税条例附則第二十三項から第二十五項までの規定は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(徳島県東部県税局設置条例の一部改正)

- 8 徳島県東部県税局設置条例（平成十九年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
- 附則第三項を次のように改める。
- 3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第二十九条の十第一項の規定により軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務を知事が行うものとされる場合における第二条第二項の規定の適用については、同項中「自動車税」とあるのは、「自動車税及び軽自動車税」とする。

提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車税の種別割の標準税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車税の税率の特例措置の見直し並びに

特別法人事業税の創設にあわせて法人事業税の標準税率の引下げが行われたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の項中「二万六千円」を「二万七千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに鑑み、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の経由に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

民生委員定数条例の一部改正について

民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五二二人」を「五二六人」に改め、同表阿南市の項中「二〇〇人」を「二〇一人」に改め、同表三好市の項中「二三六人」を「二三四人」に改め、同表那賀郡那賀町の項中「六二人」を「六〇人」に改め、同表板野郡北島町の項中「三七人」を「三八人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

提案理由

民生委員の任期満了に伴う改選に当たり、地域の実情の変化等に対応し、民生委員の適正な配置を図るため、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十六号

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項のイ中「五十九百円」を「六十円」に改め、同項のロ中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表の四の項中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同表の五の項中「二千円」を「二千百円」に改め、同表の二十八の項のイ中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに鑑み、電気工事士免状の交付等に係る手数料の額及び技能検定の実技試験の実施に係る手数料の限度額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十七号

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

七十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円 ロ その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 五千二百円
七十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付	千円
七十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	二千九百円
七十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録	千八百円
七十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく狩猟	千八百円

者登録の変更の登録	
八十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	千五百円
八十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	千円

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

第二条 徳島県危機管理関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百五十六の項から百六十二の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項及び三十一の項中「八千円」を「八千五百円」に改め、同表の七十九の項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同表の八十の項中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに鑑み、採石法の規定に基づき業務管理者試験の実施等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十九号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の八の項中「八千六百元」を「八千七百元」に改め、同表の八の九の項及び八の十の項中「二万千元」を「二万二千元」に改め、同表の三十二の項中「三万八千元」を「三万九千元」に改め、同表の四十八の項の2中「六千八百元」を「六千九百元」に改め、同表の四十九の二の項中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表の五十一の五の項中「九千七百元」を「九千八百元」に改め、同表の五十四の項中「二千二百円」を「二千三百円」に改め、同表の八十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたこと等に鑑み、特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 20 号

徳島県男女共同参画基本計画（第4次）の策定について

徳島県男女共同参画基本計画（第4次）を別冊のとおり定める。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

徳島県男女共同参画基本計画（第4次）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

平成30年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県継続費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	継続費額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国支出金	地方債	その他
6	農林水産 農地費	新築橋上部工架設事業	円 1,100,000,000	円 220,000,000	円 220,000,000	円 87,936,320	円 132,063,680	円 132,063,680	円 17,466,745	円 76,596,935	円 38,000,000	円	

報告第2号

平成30年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により，平成30年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	福利施設等管理費	円 106,723,000	円 37,199,440	(財収) 円 13,045,000 (繰入金) 2,989,240	円 0	円 19,000,000	円 0	円 2,165,200
		万代庁舎等管理費	696,174,000	156,623,000	(繰入金) 39,491,000	0	117,000,000	0	132,000
	2 企画費	地方創生の深化のための支援費	1,803,665,000	151,300,000	0	75,650,000	75,000,000	0	650,000
		地方大学・地域産業創生支援費	1,624,000,000	52,760,000	0	0	0	0	52,760,000
		鉄道網整備促進費	224,149,000	138,901,147	(繰入金) 4,430,634	2,700,000	130,000,000	0	1,770,513
	6 防災費	防災対策指導費	291,341,000	13,391,000	(繰入金) 8,391,000	0	0	0	5,000,000

3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター運営費	48,627,000	6,863,000			6,000,000		863,000
		社会福祉施設整備事業費	361,961,000	309,662,000	(繰入金) 6,000,000	206,443,000	95,000,000		2,219,000
		老人福祉施設整備事業費	1,050,140,000	592,473,000	(繰入金) 552,720,000	19,022,000	20,000,000		731,000
	2 児童福祉費	児童健全育成対策費	636,664,000	3,259,000	(繰入金) 3,259,000				
4 衛生費	1 公衆衛生費	障がい者地域生活支援費	29,345,000	22,500,000		15,000,000	7,000,000		500,000
		2 環境衛生費	自然公園等施設整備事業費	70,380,000	55,480,000		19,831,000	22,000,000	
		廃棄物処理施設管理指導費	73,803,000	3,554,000					3,554,000
		上水道施設整備管理指導費	267,946,000	12,930,000		12,930,000			
	3 保健所費	保健所施設等整備事業費	72,833,000	30,385,864	(繰入金) 6,736,864		19,500,000		4,149,000
	4 医薬費	医療衛生費	8,114,746,000	80,000,000		80,000,000			
5 労働費	2 職業訓練費	職業能力開発校整備事業費	78,362,000	25,650,000	(繰入金) 4,514,880		16,300,000		4,835,120
6 農林水産業費	1 農業費	経営総合対策等推進費	85,000,000	32,441,000		32,441,000			
		農林水産総合技術支援センター運営費	189,427,000	8,500,000			8,500,000		
	3 畜産業費	家畜保健衛生所運営費	62,460,000	6,626,880	(繰入金) 6,626,880				
	4 農地費	県営かんがい排水事業費	85,981,000	80,800,000	(分,負) 20,000,000	40,000,000	18,000,000		2,800,000
		団体営土地改良事業費	147,190,000	26,620,000		26,620,000			

	県単独土地改良事業費	266,071,000	125,819,168	(繰入金) 19,819,168		106,000,000		
	基幹農道整備事業費	118,288,000	51,732,000	(分,負) 4,361,920	25,360,000	20,000,000		2,010,080
	広域営農団地農道整備事業費	1,016,591,000	301,948,320	(分,負) 29,324,632	162,986,865	97,000,000		12,636,823
	中山間地域農村活性化総合整備事業費	428,604,000	134,205,000	(分,負) 13,125,000	74,855,000	34,000,000	(分,負) 4,725,000	7,500,000
	経営体育成基盤整備事業費	495,775,000	207,004,000	(分,負) 23,116,500	106,879,000	56,000,000	(分,負) 17,205,000	3,803,500
	農業水利施設保全対策事業費	325,642,000	166,012,000	(諸収入) 37,801,000	82,619,000	40,000,000	(諸収入) 1,650,000	3,942,000
	農業水利施設保全合理化事業費	380,806,000	35,216,000		20,800,000	7,000,000	(諸収入) 7,000,000	416,000
	耕地地すべり防止事業費	491,743,000	225,906,000		110,473,000	96,000,000		19,433,000
	災害関連緊急地すべり防止事業費	256,636,000	238,158,000		157,200,000	72,000,000		8,958,000
	湛水防除事業費	34,698,000	32,542,000	(分,負) 1,736,000	16,110,000	10,000,000	(分,負) 3,097,000	1,599,000
	老朽ため池等整備事業費	532,832,000	450,445,000	(分,負) 86,345,000	241,535,000	116,000,000	(分,負) 1,800,000	4,765,000
	地盤沈下対策事業費	219,127,000	125,940,000	(分,負) 7,413,600	67,958,000	48,000,000		2,568,400
	国営付帯県営農地防災事業費	537,024,000	390,838,000	(分,負) 19,881,000	198,598,000	138,000,000	(分,負) 30,666,000	3,693,000
	震災対策農業水利施設整備事業費	401,687,000	156,308,000		154,186,000	1,000,000		1,122,000
	農地海岸保全施設整備事業費	28,095,000	21,042,000		10,306,000	9,000,000		1,736,000
	地籍調査費	953,600,000	240,000,000	(繰入金) 80,000,000	160,000,000			

5 林 業 費	林材業振興対策費	2,530,505,000	55,810,000		55,810,000			
	林業力倍增基盤整備促進事業費	1,121,264,000	946,034,000		945,234,000			800,000
	森林環境保全整備事業費	694,824,000	412,495,000		276,436,000	67,000,000		69,059,000
	森林基盤整備事業費	2,355,735,000	1,137,212,000	(分,負) 21,747,478	760,209,000	291,000,000	(分,負) 7,580,522	56,675,000
	県単独林道事業費	210,986,000	99,523,000			99,000,000		523,000
	治山事業費	2,760,634,000	1,918,429,000		913,373,000	975,000,000		30,056,000
	林野地すべり防止事業費	388,400,000	183,859,000		89,520,000	93,000,000		1,339,000
	災害関連緊急治山事業費	447,960,000	412,333,000		267,658,000	131,000,000		13,675,000
	災害関連緊急地すべり防止事業費	257,837,000	209,378,000		133,936,000	68,000,000		7,442,000
	県単独治山事業費	316,576,000	198,258,000			198,000,000		258,000
	治山維持補修費	19,967,000	3,000,000			3,000,000		
6 水 産 業 費	県管理漁港維持補修費	97,392,000	21,172,803					21,172,803
	広域漁港整備事業費	89,000,000	27,387,000	(分,負) 2,283,536	13,693,500	9,000,000	(分,負) 637,229	1,772,735
	水産物供給基盤機能保全事業費	489,062,000	207,737,000	(分,負) 17,439,100	110,859,180	68,000,000	(分,負) 3,765,138	7,673,582
	水域環境保全創造事業費	130,410,000	56,679,900		27,784,460	26,000,000		2,895,440
	漁港海岸保全施設整備事業費	332,719,000	289,933,000		141,074,835	137,000,000		11,858,165

		県単独漁港漁場整備事業費	33,757,000	5,577,990	(分,負) 1,115,598 (繰入金) 4,000,000				462,392		
7 商 工 費	3 観 光 費	観光施設管理運営費	722,630,000	30,208,360	(繰入金) 7,500,000		22,000,000		708,360		
		観光とくしま促進費	231,056,000	67,166,000					67,166,000		
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木調査事業費	13,110,000	5,000,000					5,000,000		
		2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	8,849,000	1,400,000			1,400,000			
			高速自動車道対策事業費	132,488,000	18,000,000					18,000,000	
			道路維持修繕費	3,751,524,000	1,039,723,519	(繰入金) 516,000,000			205,000,000	318,723,519	
			道路局部改良事業費	484,107,000	156,089,000	(反則金) 14,767,000 (分,負) 22,329,991			106,000,000	(分,負) 1,038,330	11,953,679
			路側整備事業費	486,565,000	190,858,000				22,000,000		168,858,000
			道路改築事業費	1,652,000,000	918,299,000			440,090,967	438,000,000		40,208,033
			緊急地方道路整備事業費	13,822,880,000	8,545,007,000	(繰入金) 26,500,000	5,110,510,033		3,229,000,000		178,996,967
			河川等災害関連事業費	175,728,000	148,163,000			73,332,000	67,000,000		7,831,000
			交通安全対策事業費	431,899,000	32,222,839	(反則金) 11,578,839 (繰入金) 3,242,000 (諸収入) 1,402,000			16,000,000		
			橋りょう修繕費	150,000,000	78,831,000	(繰入金) 43,659,000			35,000,000		172,000
3 河 川 海 岸 費	河川管理費	259,857,000	29,082,800			29,000,000		82,800			

	堰堤管理費	102,784,000	1,666,440	(繰入金) 1,471,905 (諸収入) 194,535				
	河川海岸維持修繕費	1,527,044,000	717,800,000	(繰入金) 4,000,000		419,000,000		294,800,000
	河川特殊改良事業費	172,000,000	58,900,000			9,000,000		49,900,000
	広域河川改修事業費	1,144,000,000	912,968,000	(繰入金) 17,000,000	453,968,000	442,000,000		
	総合流域防災事業費	3,534,269,000	3,126,130,000	(繰入金) 74,879,000	1,544,124,000	1,506,000,000		1,127,000
	地震・高潮対策河川事業費	493,000,000	343,500,000		169,607,000	156,000,000		17,893,000
	堰堤改良事業費	169,000,000	124,450,000	(繰入金) 7,000,000 (諸収入) 1,000,000	46,140,000	68,000,000		2,310,000
	河川管理施設長寿命化事業費	383,000,000	154,090,000		75,319,000	71,000,000		7,771,000
	床上浸水対策特別緊急事業費	3,238,000,000	1,536,698,000	(繰入金) 28,000,000	759,698,000	749,000,000		
	通常砂防事業費	703,000,000	575,500,000		285,042,000	270,000,000		20,458,000
	地すべり対策事業費	1,220,000,000	772,930,000	(繰入金) 19,213,000	382,717,000	371,000,000		
	急傾斜地崩壊対策事業費	493,000,000	311,000,000	(分,負) 13,714,268 (繰入金) 11,526,490	140,685,000	133,000,000	(分,負) 12,074,242	
	県単独砂防事業費	76,000,000	37,200,000	(分,負) 4,733,938		24,000,000		8,466,062
	砂防維持修繕費	145,283,000	77,855,000	(繰入金) 7,000,000		57,000,000		13,855,000
	県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	59,015,000			51,000,000		8,015,000

		災害関連緊急地すべり対策事業費	1,839,600,000	1,598,500,000		1,062,802,000	531,000,000		4,698,000
		河川等災害関連事業費	12,960,000	12,960,000		8,100,000			4,860,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	55,707,000					55,707,000
		海岸侵食対策事業費	226,000,000	87,400,000		43,236,000	40,000,000		4,164,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	360,000,000	260,700,000		129,515,000	129,000,000		2,185,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	138,000,000	74,400,000		36,994,000	33,000,000		4,406,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	512,609,000	209,241,195			12,000,000		197,241,195
		県単独港湾整備事業費	256,200,000	34,350,000	(繰入金) 34,350,000				
		港湾改修事業費	145,950,000	70,450,000		34,668,336	23,000,000	(分,負) 10,458,390	2,323,274
		港湾海岸保全施設整備事業費	1,123,649,000	930,834,500	(繰入金) 16,116,635	461,717,865	453,000,000		
		港湾環境整備事業費	27,510,000	12,600,000		6,139,800	5,000,000		1,460,200
		港湾補修事業費	527,975,000	443,236,614	(繰入金) 21,684,822	146,551,792	275,000,000		
	5 都 市 計 画 費	都市計画事業指導監督事務費	9,832,000	1,400,000		1,400,000			
		街路事業費	641,400,000	306,197,000	(繰入金) 11,000,000	152,354,000	112,000,000	(分,負) 30,470,778	372,222
		緊急地方道路整備事業費	598,727,000	142,156,000	(分,負) 1,363,205	84,352,000	40,000,000	(分,負) 12,701,198	3,739,597
		公園整備事業費	1,935,002,000	872,470,000		398,329,000	454,000,000		20,141,000

		公園維持修繕費	410,173,000	15,824,237					15,824,237
	6 住宅費	県営住宅管理費	450,659,000	5,000,000					5,000,000
		県営住宅建設事業費	540,000,000	92,573,812		36,044,000	30,000,000		26,529,812
		建築物耐震化推進費	183,480,000	32,299,750	(繰入金) 12,000,000				20,299,750
		住宅事業指導監督事務費	5,350,000	800,000		800,000			
9 警察費	1 警察管理費	管理運営費	1,642,715,000	65,039,106	(繰入金) 32,039,106		33,000,000		
		自動車運転免許試験及び行政処分事務費	656,541,000	80,004,000	(使,手) 80,004,000				
	2 警察活動費	交通指導取締費	267,532,000	2,857,000					2,857,000
10 教育費	1 教育総務費	教育財産取得及び管理費	9,567,000	2,500,000	(繰入金) 1,500,000				1,000,000
		教職員住宅管理費	43,599,000	16,609,000			6,100,000		10,509,000
	4 高等学校費	高校施設整備事業費	1,752,077,000	810,525,000	(繰入金) 108,580,000		696,000,000		5,945,000
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	95,224,000	38,297,000		8,351,000	16,000,000		13,946,000
	6 社会教育費	文化財保護費	61,716,000	14,819,000			12,000,000		2,819,000
		阿波十郎兵衛屋敷管理運営費	59,987,000	28,800,000			28,000,000		800,000
		博物館運営費	91,683,000	23,825,000			21,000,000		2,825,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	21,238,000	5,183,797		4,950,797		233,000	

		現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	131,165,000	48,789,889		46,045,889			2,744,000
		過年発生災害林道復旧事業費	101,841,000	13,029,000		13,029,000			
		現年発生災害林道復旧事業費	765,000,000	566,903,000		559,003,000			7,900,000
	2 土木施設災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	21,444,000	13,349,000		8,633,000	4,000,000		716,000
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	190,000,000	190,000,000		121,281,000	68,000,000		719,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	306,925,000	157,084,000		98,773,000	52,000,000		6,311,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	1,776,000,000	1,050,108,000		676,409,000	373,000,000		699,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	11,355,000	8,360,000		5,474,051	2,000,000		885,949
		市町村災害復旧事業監督事務費	25,000,000	4,800,000		4,800,000			

2 特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
1	1	公用地公共用地取得事業費	円 2,901,990,000	円 179,359,210	(繰入金) 円 39,235,601 (繰越金) 123,609	円 140,000,000	円	円	
1	1	港湾施設小規模改良事業費	95,570,000	16,000,000	(使手) 16,000,000				
	3	徳島小松島港区津田地区臨海土地造成事業費	1,100,000,000	765,000,000			765,000,000		

報告第3号

平成30年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国支出金	地方債		
8 土木費	3 河川海岸費	床上浸水対策 特別緊急事業費	円 112,400, 000	円 78,700, 000	円 33,700, 000	円 33,700, 000	円 (繰越金) 1,611, 000	円 16,089, 000	円 16,000, 000	円	契約済地上物件の移転未 完了のため。	

2 特別会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国支出金	地方債		
1 公用地 公共用地 取得事業費	1 公用地 公共用地 取得事業費	公用地 公共用地 取得事業費	円 8,234,893	円 5,762,893	円 2,472,000	円 2,472,000	円 2,472,000 (繰越金)	円	円	円	円	契約済地上物件の移転未 完了のため。

報告第4号

平成30年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限額	説明
						企業債	損留益保	勘定資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	中央病院 改築等事業	円 52,710,000	円 17,606,760	円 35,103,000	円 35,000,000	円 103,000	円 240	円	計画に関する協議 が難航したため。	

報告第5号

平成30年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 603,523,000	円 312,403,746	円 224,877,068	円 224,877,068	円 66,242,186	円		計画に関する協議 が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益				
1 事業費用	1 営業費用	日野谷発電所 主配電盤等 電源装置 取替工事	円 10,007,000	円	円 9,707,327	円 9,707,327	円 299,673	円	計画に関する協議 が難航したため。	
		川口ダム3号 洪水吐ゲート 補修工事	19,735,000	7,776,000	11,958,840	11,958,840	160		計画に関する協議 が難航したため。	
		坂州発電所 追立堰堤 撤去工事	14,894,000	6,703,280	6,608,076	6,608,076	1,582,644		計画に関する協議 が難航したため。	
		日野谷発電所 堰堤東線送電 鉄塔撤去工事	86,569,000	27,745,731	41,718,413	41,718,413	17,104,856		計画に関する協議 が難航したため。	

報告第6号

平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 514,603,000	円 227,692,106	円 245,634,960	円 6,450,000	円 239,184,960	円 41,275,934	円	計画に関する協議が難航したため。
		阿南工業用水道改良工事	円 384,062,000	円 48,412,895	円 332,717,420	円 49,000,000	円 283,717,420	円 2,931,685		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益	円			
1 事業費用	1 営業費用	吉野川北岸 工業用水管 長撤去工事	円 115,000,000	円 46,897,089	円 67,472,552	円 67,472,552	円 630,359	円	計画に関する協議 が難航したため。	

報告第7号

平成30年度徳島県駐車場事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度徳島県駐車場事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県駐車場事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 50,271,000	円 19,323,132	円 19,726,000	円 19,726,000		円 11,221,868	円	計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入	説明
						営業収益	繰越資産			
1 事業費用	1 営業費用	藍場町地下駐車場 泡消火配管事 取替工事	円 2,796,000	円	円 2,764,138	円 2,764,138	円 31,862	円		計画に関する協議 が難航したため。

報告第8号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
勝浦郡勝浦町在住 2名	946,657 ^円	平成28年7月7日	徳島市地内	令和元年5月21日
徳島市在住 1名	1,069,717	平成30年2月16日	徳島市地内	令和元年5月21日
徳島市在住 1名	114,000	平成30年5月9日	阿南市地内	令和元年5月21日
板野郡藍住町在住 1名	509,256	平成30年11月15日	徳島市地内	令和元年5月21日
徳島市在住 1名	148,257	平成30年12月3日	阿南市地内	令和元年5月21日
阿南市在住 1名	139,135	平成30年12月26日	板野郡北島町地内	令和元年5月22日
板野郡藍住町在住 1名	17,319	平成31年3月20日	徳島市地内	令和元年5月22日

海部郡美波町在住 1名

54,024 平成31年3月25日

海部郡牟岐町地内

令和元年5月22日

報告第9号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	479,698 ^円	平成30年4月26日	徳島市地内 (国道438号)	令和元年5月8日
三好市在住 1名	85,000	平成30年10月6日	三好市地内 (国道439号)	令和元年5月8日
三好市在住 1名	8,000	平成30年10月29日	三好市地内 (国道439号)	令和元年5月8日
那賀郡那賀町在住 1名	366,000	平成30年12月17日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和元年5月8日
阿南市在住 1名	152,000	平成30年12月28日	海部郡美波町地内 (県道日和佐小野線)	令和元年5月8日
那賀郡那賀町在住 1名	103,000	平成31年2月8日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和元年5月8日
那賀郡那賀町在住 1名	129,000	平成31年2月11日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和元年5月8日

那賀郡那賀町在住 1名	53,000	平成31年2月19日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和元年5月8日
三好市在住 1名	10,000	平成31年2月25日	三好市地内 (県道白地州津線)	令和元年5月8日

